

令和元年度第1回狭山市上下水道事業審議会会議録

開催日時	令和元年7月5日（金） 午後2時から午後3時30分まで
開催場所	7階 職員研修室
出席者	岩田会長、久保田副会長、橘委員、水田委員、五十子委員、 岩崎委員、岩本委員、木村委員、鈴木委員、滝口委員、 中山委員、新居委員、持田委員
欠席者	無し
事務局	増田上下水道部長、大谷上下水道部次長兼下水道施設課長、 松本経営課長、金子水道施設課長、水道施設課後藤主幹、高木主幹、 内山主幹、佐藤主査、若林主任、下水道施設課尾崎主幹、當麻主幹、 渡邊主幹、経営課小川主幹、牛窪主幹、山崎主査、植竹主査、 藤田主任、小磯主事補、村木主事補
傍聴者	無し
報道関係者	無し
議 事	(1) 平成30年度狭山市水道事業会計決算概要について資料をもと に説明。(公開)
質 疑 委 員	資本的収支について、税込収入が税込支出に対して不足する額約7 億を過年度分損益勘定留保資金と減債積立金で補填したとあるが、 損益勘定留保資金とはどのようなもので、残額はどのくらいあるの か。また、収益的収入が減少傾向にある中で、将来的に損益勘定留 保資金は不足しないのか。
事務局	損益勘定留保資金とは、現金支出を必要としない減価償却費等の計 上により内部に留保される資金であり、将来の更新財源として資本 的支出に充てているものである。現在の残額は約27億円であり、 平成29年度に策定した水道事業経営戦略計画においても策定時か ら10年先まで25億円を確保することとしている。
委 員	資料No.2-2の8ページで、損益計算書(税抜)のうち、過年度損 益修正損と過年度損益修正益とはどのようなものか。
事務局	過年度損益修正損及び過年度損益修正益とは、過年度の調定増減等 について過去の損益計算に計上することができないため、当年度の 特別損益として処理するために科目設定しているものである。
委 員	水道料金徴収・検針業務等について、業務委託先であるお客様サー ビスセンターで受け付けた苦情の内容は。
事務局	平成30年度の料金徴収等に係る苦情件数は13件程度であるが、 その中で最も多かった内容は、検定満期になる水道メーターの交換 業務において、メーター交換後に水の出が悪い、濁り水が発生した 等の苦情が寄せられている。

- 委員 資料No.1-2の6ページで、過年度国庫補助金返還金
227,111円とはどのようなものか。
- 事務局 平成29年度に実施した稲荷山配水場高区配水池等撤去工事費に対
する国庫補助金3,066,000円のうち、消費税相当額
227,111円であり、消費税の会計処理上、国庫補助金の消費
税額分を税務署へ支払わなかったことから国に返還が生じたもので
ある。
- 議 事 (2)平成30年度狭山市下水道事業会計決算概要について資料をも
とに説明。(公開)
- 質 疑
委 員 汚水処理原価が使用料単価を上回り、原価割れにより赤字 経営の
状況が続いているが、具体的な対策は講じているのか。
- 事務局 汚水処理に係る費用のうち使用料収入で賄うことができない分につ
いては、一般会計からの繰入金で補っている状況であるが、原価割
れの対策としては、経営の合理化により経費の節減を図るとともに、
下水道使用料の改定を行ったところである。また、下水道事業経営
戦略計画においても、下水道使用料の改定については、基本的に使
用料算定期間である4年毎に見直しを行うものとしており、逆ざや
の解消を図っていくよう計画を立てている。
- 委 員 資料No.2-2の8ページで、その他特別利益175,433円とは
どのようなものか。
- 事務局 平成30年度において、5年が経過して徴収できなかった(貸し倒
れ)下水道使用料の消費税相当分を収益として計上しているもので
ある。
- 委 員 5年で消滅時効が成立する前に、滞納処分等を行っているのか。
- 事務局 下水道使用料の未納分については、水道料金と併せて督促等を行い、
最終的には給水停止を行うことで早期の料金徴収を図っている。ま
た、不納欠損の内訳としては、市外転出等により連絡が取れないも
のがほとんどである。
- 委 員 不納欠損になる前に債権が回収できるよう、滞納整理の方法につい
て議論されたほうが良い。
- 委 員 下水道事業経営戦略計画において、平成30年度と平成34年度に
使用料単価が上昇しているが、それぞれ下水道使用料の改定を見込
んでいるということか。
- 事務局 計画上は使用料改定を見込んでおり、これにより原価割れの状況を
解消しようとするものである。

- 委員 水道事業経営戦略計画では、平成33年度に水道料金の改定を見込んでいるということか。
- 事務局 計画上は平成33年度に料金改定を見込んでいるが、平成30年度決算では前年度と比較して大幅に利益を確保しているため、料金改定の実施については今後の経営状況に基づいて判断していく予定である。
- 委員 平成33年度に特別な支出を予定しているのか。
- 事務局 県水の供給単価の上昇を見込んでおり、その経費を補うために平成33年度に料金改定を計画している。
- 委員 決算概要に貸借対照表が含まれていないが、今後は資料として添付する予定はあるのか。
- 事務局 次回の決算から審議会資料の中に添付したいと考えている。
- 委員 資料No.2-2の8ページで、営業外収益の長期前受金戻入益とはどのようなものか。また、どのような基準等に基づいて計上されるのか。
- 事務局 固定資産を形成するための財源となる国庫補助金や水道事業でいうところの水道利用加入金等について、長期前受金として負債（繰延収益）に計上した上で、償却資産の減価償却に合わせ、減価償却見合い分を収益化し計上するものである。
- 議事 (3) 水道法改正に伴う関係条例の改正について資料をもとに説明
(公開)
- 質疑 無し
- 議事 (4) その他
①稲荷山配水場更新事業について資料をもとに説明 (公開)
- 質疑 無し
- 議事 (4) その他
②公共下水道市街化調整区域第4期整備事業について資料をもとに説明 (公開)
- 質疑 無し

他に質疑はなく、会議は全て終了となる。